内閣官房シェア日本100事例集抜粋(車泊)

34. 熊本県阿蘇市・南阿蘇村・和水町（なごみまち）・錦町・五木村、長崎県島原市・川棚町（かわたなちょう）における取組（取組主体：トラストパーク株式会社）

阿蘇の「道の駅」や島原城など７地域の不稼働時間帯の駐車場等に給電機器と連携したシェアサービスを導入し、車中泊を有償化するルール整備と地域滞在消費を促進する取組

導入前の状況（課題）

①車中泊問題（阿蘇市／南阿蘇村／和水町／錦町／五木村）

- **近年、キャンピングカー等の車中泊が増え**、宿泊を認められていない場所が利用されており、夜間の火気利用、ゴミの投棄などのルール違反者や苦情が増えてきている。
- 2016年4月の熊本地震の影響で観光客が減少し、被災者からは**一時避難生活場所として電源供給できる設備が求められている**。

②観光資源不足（和水町／錦町／五木村／島原市／川棚町）

- **地域に宿泊施設が少ない**。体験観光の素材は豊富だが、観光商品として整備されていないものが多く、**観光客に認知されずに通過されている**。

課題に対する取組

- 総務省「IoTサービス創出支援事業」を活用し、以下の取組について実証実験を実施（2017年11月～2018年1月）
- 車中泊と地域体験の予約登録を円滑に行うことが可能な**九州周遊観光ポータルサイトを構築**
- シェアサービス「軒先パーキング」と100V給電機器を連携した**「休憩駐車管理システム」を開発**し各地に導入。防犯カメラや人感センサー、車中泊マナー等を掲示した看板を設置

- これまで観光客に提供されていなかった地域独自の体験観光素材を磨き上げ、観光商品としてシェアサービス「TABICA」に掲載。車中泊滞在による地域体験の利用を促進

導入後の状況（取組の効果）

- 2017年11月1日より九州周遊観光ポータルサイトを公開し車中泊・地域体験サービスを案内
- 九州全ての道の駅や実証地の隠れた観光スポット等を**周遊観光ポイントとして登録・紹介し、GPSスタンプラリーを実施（箇所数：504箇所）**
- これにより、1観光客グループあたりの立ち寄り箇所数(8.12箇所)や車中泊利用者の滞在時間(15時間8分)、またアンケートにより滞在消費(一人平均7,802円)に関するデータを取得
- **GPSスタンプデータから周遊観光ルート（東九州・西九州・南回遊ルートの３本）を可視化**し、新たな観光コース開発など**観光施策に活用できるデータを獲得**
- 車中泊利用は7地域合計123件。車中泊ルール違反･苦情数0件。アンケートによる利用者満足度80％

内閣官房シェア日本100事例集抜粋(車泊)

34. 熊本県阿蘇市・南阿蘇村・和水町(なごみまち)・錦町・五木村、長崎県島原市・川棚町(かわたなちょう)における取組(取組主体:トラストパーク株式会社)

取組のポイント

（1）サービスの認知度向上のための取組
- 九州周遊観光サービスモデル事業では、災害時の避難の手段としても使われる「車中泊」ではなく、シェアリングエコノミーを活用した新しい旅のカタチ「車泊(くるまはく)」と呼称し、観光拠点に設置した100V電源を使用する滞在観光スタイル**動画を作成しHP･SNS等で告知**、**熊本県･長崎県、地域メディア等の協力を得て広報**。有料広告は主にFacebookを使用。**各地の周遊観光ガイドブックも作成**

（2）サービスの提供者（ホスト）・利用者（ゲスト）掘り起しのための取組
- 車泊サービスは「温浴施設や居酒屋等との提携」「アウトドア用品･家電品のレンタル」「車泊×キャンピングカーや車泊×地域イベント」等の**セットプランの企画･造成**。**自治体や地域イベント、地元企業等と連携**し利用促進に取組んだ。

（3）スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組
- 車泊サービスは電話受付にも対応した。

（4）（民間事業者のサービスを利用した場合）公平性の確保のための取組　特になし

（5）サービスの安全・安心を確保するための取組
- 車泊スペースに防犯カメラと車泊マナーや防犯対策等を明示した看板を設置。予約時及び現地での問合せに対応する365日受付窓口を設置。予約者のみ閲覧できるページに車泊スペースの利用方法やマナー注意事項（ゴミ捨て場など）の説明を写真付きで掲示
- 地域体験サービスのTABICAはシェアリングエコノミー協会の認証を得たサービスとして事故等の補償（TABICAケア）に対応

（6）法律や条例との整合性を確保するための取組
- 今回の車泊実証は道の駅と観光･温浴施設で実施。道の駅の駐車場は国交省より交通事故防止のため休憩（仮眠）は可能という見解が示されているが宿泊場所ではない。観光･温浴施設には夜間駐車を規制している施設や規制がない施設があり、条例･規則にも「車中泊可能な場所」としては明記されていないため利用料が徴収されていない。今回実証した**直営施設については、自治法に基づき車中泊使用料の徴収条例を定め**、災害時における利用については条例に減免規定を設け、地域防災計画への組み込みに向けた準備を行っている。**指定管理施設は、指定管理者の自主事業として条例化せず車中泊使用料は変動料金にて運営**中

（7）補完・連携した既存の公共サービスの内容　特になし

（8）広域連携のための取組
- **7自治体やシェア事業者などが参加する「九州周遊観光活性化コンソーシアム」を組成**

（9）その他　特になし

残された課題、継続取組事項

- 九州周遊観光サービスモデル事業の実証期間が冬季シーズンとなったため観光やアウトドア体験等を目的とした需要の掘り起こしに苦労したが、今後は行楽シーズンに向けた料金設定及び、車泊と地域体験を絡めた新プラン等を作成し、滞在観光の利用促進（周遊･滞在データの収集分析）を継続する。今回は直営施設の車泊徴収額を条例で固定額としたが、曜日･シーズン、地域のイベント期間など、料金の変更を柔軟に行うことができれば売上の機会損が無くなり、シェアリングエコノミー事業のポテンシャルを活かすことができるため変動性料金として条例化をできないかルール･事例を再調査する。

◆お問い合わせ先◆

トラストパーク株式会社

ソリューション本部

TEL:092-437-8934
E-Mail:trust-info@trustpark.co.jp

ご不明点はお気軽にお申し付け下さい。